

参考資料

系統アクセス業務の実施に関する規程の 変更及び公表について

2024年7月24日
電力広域的運営推進機関

- 本機関が定める「系統アクセス業務の実施に関する規程」（以下「アクセス規程」という。）は、業務規程及び送配電等業務指針に基づき、系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するための本機関の手続きを規定している。
- 系統アクセス業務については、国の審議会（第50回系統WG 2024年3月11日）において、**増加する系統混雑に関する業務など系統利用に関する対応の変化を踏まえ、本機関が実施する系統アクセス業務を効率化することが整理された。**
- これを踏まえ、本機関では、業務規程及び送配電等業務指針の必要な変更を行ったところ（2024年8月施行予定）。
- このため、アクセス規程において、上記の変更に伴って一般送配電事業者へ集約される「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の系統アクセス業務に関する条項の削除とそれに伴う変更について、**2024年8月1日を施行日として本機関のウェブサイトにて公表する。**

- アクセス規程は、定款第36条第5項第十三号に定める系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、定款第64条の規定により制定。(2016年3月16日 第55回理事会 第8号議案)

< (参考) 定款より抜粋 >

(理事会の構成・役割)

第36条 本機関に、理事会を設置する。

2～4 (略)

5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

一～十一 (略)

十二 各種規程の策定及び変更に関する事項

十三 系統アクセス業務に関する事項

十四～十九 (略)

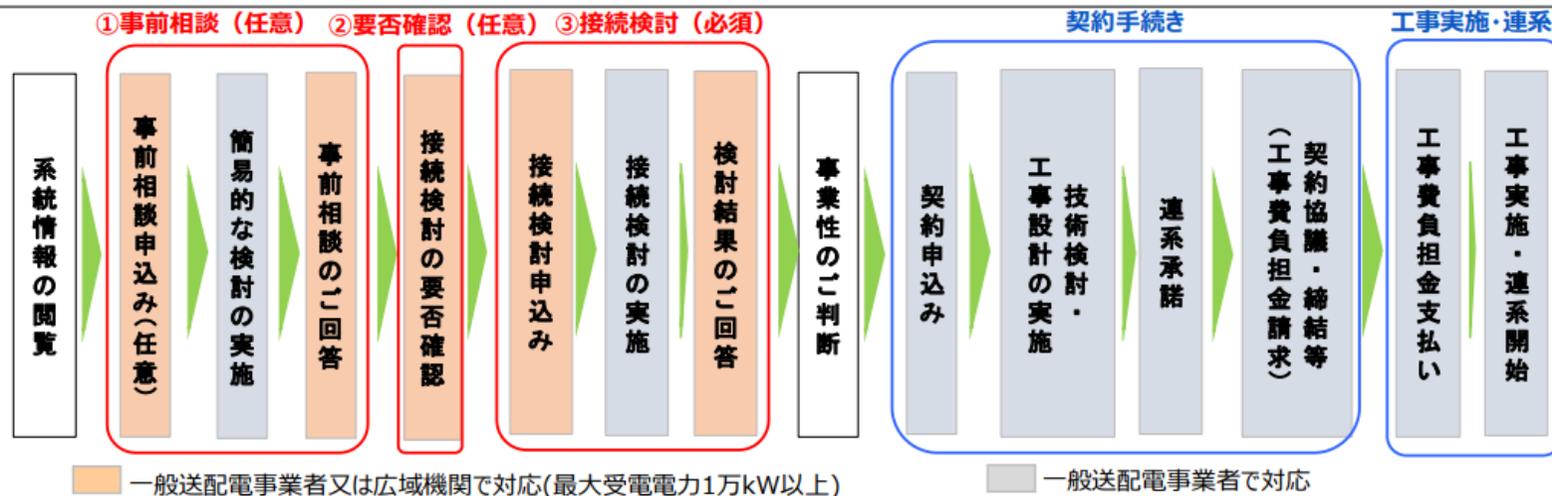
(規程等)

第64条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決を経て別に定める。

今回の背景・概要

2

- 電力広域的運営推進機関（以降、本機関）では、最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込みを受け付け、一般送配電事業者の検討結果の妥当性や差別的な扱いが無いことを確認している。
- 一方、電源の系統アクセスにおける社会的ニーズ（費用低減、工期短縮等）を受け、**系統利用の高度化（コネクト&マネージ等）**を進めており、今後、この新たな系統利用ルールを定着し、**確実に運用を行うことが重要となる**。その一環として、**系統混雑処理時における再エネ出力制御の検証など**、本機関に新たな役割が追加されている。
- そのため、本機関が行う系統アクセス業務フローの一部について、**影響の軽微なものを効率化の観点から見直し、新たな役割を着実に実行する体制を整えること**としたい。



- ①事前相談：接続検討前に連系点までの距離など簡易的な検討を行う手続き（任意）
- ②接続検討の要否確認：既存発電設備の設備変更時における接続検討の要否を確認する手続き（任意）
- ③接続検討：事業性判断のため、系統連系に必要な所要工期・工事費等の検討を行う手続き（必須）

<出所>第50回系統WG(2024.3.11)
資料2

系統利用の高度化を踏まえた電力広域的運営推進機関が行う系統アクセス業務の一部見直しについて (報告)

- 電力広域機関では、最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込みを受け、一般送配電事業者の検討結果の妥当性や差別的な扱いが無いことを確認している。
- 他方、日本版コネクト&マネージの取組等により、新たな系統接続・利用ルールが定められているところ、これらのルールが確実に運用していくことが重要である。
- その一環として、例えば系統制約による再エネ出力制御時には、予め決められた一定の順序に基づき、一般送配電事業者によって適切に出力制御されたかを電力広域機関が事後的に確認することとした。
- このように電力広域機関の役割が変化している中で、第74回広域系統整備委(2024年2月5日)において提起された通り、電力広域機関が行う系統アクセス業務フローの一部(「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の受付業務)を見直し、新たな役割を着実に実行する体制を整えることとする。

(変更点) 「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の系統アクセス業務に関する条項削除

- 事前相談および接続検討の要否確認の系統アクセス業務に関する条項を削除する。

<変更前>

(事前相談)

- 第4条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 系統アクセス検討を所掌するマネージャー（以下「マネージャー」という。）
 - 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長
 - 三 事前相談の回答が遅延する理由等の説明 担当部長
 - 四 事前相談の回答 担当部長
- 2 担当部長は、第1項第4号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。



<変更後>

第4条 (削除)

(接続検討の要否確認)

- 第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討の要否確認に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 マネージャー
 - 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長
 - 三 接続検討の要否確認に対する回答 担当部長
- 2 担当部長は、第1項第3号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。



第5条 (削除)

(変更点) 「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の系統アクセス業務に関する条項削除に伴う関連修正

- 事前相談および接続検討の要否確認の系統アクセス業務に関する条項削除に伴い、以下の変更を行う。

<変更前>

第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 マネージャー。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）（以下「再エネ海域利用法」という。）第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定に関する国からの要請受付及び要請内容の変更等 理事会
(略)

(決裁にあたっての留意事項)
第10条 担当部長及びマネージャーは、前6条に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。
(略)

<変更後>

第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 系統アクセスを所掌するマネージャー (以下「マネージャー」という。)。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）（以下「再エネ海域利用法」という。）第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定に関する国からの要請受付及び要請内容の変更等 理事会
(略)

(決裁にあたっての留意事項)
第10条 担当部長及びマネージャーは、第6条、第7条又は第8条の2に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。
(略)